こ成事第３５０号
令和６年３月３０日
第一次改正　こ成事第４３８号
令和６年４月２６日
第二次改正　こ成事第１８７号
令和７年４月４日
第三次改正　こ成事第１９０号
令和８年４月８日

各　都道府県知事　殿

こども家庭庁成育局長
（公印省略）

職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について

子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連３法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、令和６年４月１日より適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年５月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

記

１　事業の種類

（１）保育の質の向上のための研修等事業
（２）保育士等キャリアアップ研修事業
（３）新規卒業者の確保、就業継続支援事業
（４）多様な保育研修事業
（５）放課後児童支援員等研修事業
（６）ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業
（７）認可外の居宅訪問型保育研修事業
（８）保育士等のミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業

２　事業の実施

事業の実施に当たっては、次によること。

（１）保育の質の向上のための研修等事業実施要綱（別添１）
（２）保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（別添２）
（３）新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱（別添３）
（４）多様な保育研修事業実施要綱（別添４）
（５）放課後児童支援員等研修事業実施要綱（別添５）
（６）ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業実施要綱（別添６）
（７）認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱（別添７）
（８）保育士等のミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業実施要綱（別添８）

別添１

保育の質の向上のための研修等事業実施要綱

１　趣旨・目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

２　実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

都道府県又は市町村は、本事業を適切に実施できると認める社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託事業者」という。）に委託できるものとする。

３　事業の内容

（１）保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の一部を補助する。

①対象者

事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア　保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務する保育士又は保育教諭

イ　保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員

ウ　保育所等に就労していない保育士資格を有する者

②実施内容

ア　都道府県が実施又は対象とする研修

- 乳児保育、障害、虐待などの専門性をもった保育士に係る研修
- 指導者育成のための研修
- 都道府県が適当と認める団体が実施する研修　等

イ　市町村が実施又は対象とする研修

- 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
- 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
- その他市町村が適当と認める団体が実施する研修

（２）保育士試験合格者に対する実技講習事業

①　対象者

事業の対象者は、以下に掲げる要件にいずれも該当する者とする。

ア　保育士試験に合格していること
イ　保育所、認定こども園、地域型保育事業を実施する事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）への勤務を希望していること
ウ　保育所等での勤務経験がないこと

②　実施内容

事業の対象となる実技講習は、以下の要件をいずれも満たすものとする。

ア　受講者が保育所等における保育士の１日の業務内容を理解でき、受講者自らが保育士としての業務を実践できる内容となっていること
イ　保育所等における実習が１日以上確保されていること

（３）保育実習指導者に対する講習事業

保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行うこと。なお、講習の実施に当たっては講義による実践的な事例の提示を行うほか、ワークショップ等を含めた構成にするなど、講習が効果的な内容となるよう、工夫すること。

ア　保育実習における学生への指導
イ　保育実習計画の策定
ウ　実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

４　委託事業者への委託

本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。

（１）委託事業者は、本事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

（２）委託事業者において、本事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

（３）委託事業者は、研修を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。

（４）委託事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。

（５）本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のＮＰＯ法人や子育て支援団体等、保育や子育て支援分野の研修に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。

５　留意事項

（１）実施主体は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。

（２）研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。

（３）実施主体及び委託事業者は、本事業を実施する上で知り得た対象者の秘密の保持について、十分留意すること。
（４）実施主体及び委託事業者は、本事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。
（５）実施主体は、本事業の実施に際し、自治体発行の広報紙等による広報や、保育所等への周知など、積極的に周知を図ること。
（６）「子育て支援員研修事業」の対象となる研修は本事業の対象とはならないこと。

６　費用の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。